

ベンチのあるみちづくり整備事業「ほっとベンチ」寄付者募集要項

1 ベンチのあるみちづくり整備事業について

「すべての人がいきいきと暮らし」、「安全で快適に移動でき」、「歩行による健康づくりができる」社会の形成を目的として、段差や勾配等物理的バリアの解消にとどまらず、さらなるバリアフリー化の推進という観点から、歩道や沿道に市と市民が協働で「ベンチ」を設けるものです。ベンチ設置にともなう費用（1基あたり平均約30万円）の一部として一口5万円の寄付を募集します。

2 寄付の概要

(1) 設置場所と募集数

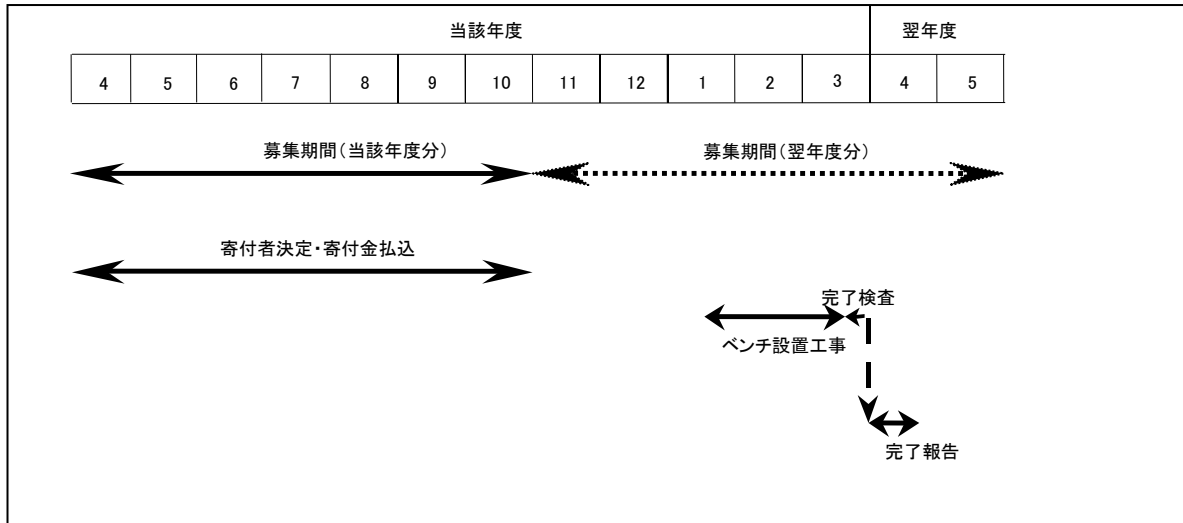
三鷹市内各所のほか要望に基づいて、6基程度の設置を予定しております。

(2) 応募から設置までの流れ

ア 募集は年間を通して随時行っております。ただし、申込者の数が募集数に達した場合、または当該年度の募集期間以降の寄付については、翌年度分となります。

イ 応募、寄付金払込は申込者が行います。

ウ ベンチ設置工事後、市が完了検査を行い、申込者に翌年度4月末を目途に完了報告書を郵送いたします。



3 記念プレート及び用地協力について

(1) 寄付者名等の表示

個人名または団体名や企業名、メッセージ等を記念プレートに刻み、ベンチへ設置することができます。（20文字以内）

申し込み時、以下の点にご注意下さい。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」その他これに類する業種の寄付者名、市が公共の福祉に照らし、本事業にそぐわないと判断する寄付者名については認めません。

- 申し込み後に以上の事実が判明した場合には、決定の取り消し等を行います。
- イ 表示する寄付者名等については、必要に応じ、内容等の変更をお願いする場合があります。
- ウ 寄付者名等に著作権等の生じるもの（有名人の名前等）は、寄付者の費用負担と責任で記載して下さい。

(2) 申込口数について

申込口数の制限はありませんが、応募多数の場合は複数口応募されたかたの中から口数の変更をお願いする場合があります。

(3) 記念プレートを設置するベンチの選定

原則として、記念プレートを設置するベンチを選定することはできません。

※ 寄付の金額と記念プレートの詳細についてはパンフレットをご覧ください。

4 用地協力者の募集について

ベンチを設置する用地についてもあわせて募集しています。用地提供にご協力をいただけるかたは、三鷹市と無償貸借契約を結んでいただきます。これに基づき固定資産の非課税、または減免措置を受けることができます。くわしくは道路管理課窓口にご相談ください。

5 その他注意事項

ベンチの記念プレートの財産等は三鷹市に帰属します。このため、老朽化した場合や修復等、管理者（三鷹市）が必要と認めたときはベンチ及び記念プレートを移設、撤去することがあります。

6 寄附金控除について

個人で寄付をされるかたは、寄附金控除を受けられる場合があります。詳しくは、お近くの税務署または、市役所市民税課にお問合せください。

法人の場合は、お近くの税務署にご相談ください。

7 応募の方法

この事業に賛同され、寄付を希望されるかたは申込用紙に必要事項を記入のうえ、下記連絡先まで郵送または直接提出してください。

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1

三鷹市役所 都市整備部 道路管理課 5階50番窓口

0422-45-1151内線2845

e-mail : doro@city.mitaka.lg.jp

申込用紙は、道路管理課で配布しているほか、三鷹市のホームページよりダウンロードできます。